

経営発達支援計画の概要

実施者名	守山商工会議所（法人番号 8160005008908） 守山市（地方公共団体コード 252077）
実施期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日
目 標	経営発達支援事業の目標 (1) 売上・利益向上のための事業計画の策定と事後の経営支援。 (2) 創業計画策定支援と事業承継の課題解決支援。 (3) 新たなビジネスモデルや既存・新規商品・アイデアの事業化支援。 (4) マスメディア・ITを活用した情報発信による販路開拓と需要拡大支援。
事業内容	経営発達支援事業の内容 3. 地域の経済動向調査に関すること ①RESAS（地域経済分析システム）の活用（継続） ②守山企業景況調査の実施（改善・継続） 4. 需要動向調査に関すること ①商業施設でのアンケート調査による商品開発支援（改善・継続） 5. 経営状況の分析に関すること ①融資推薦する小規模事業者に対してSWOT分析などの活用（改善・継続） 6. 事業計画策定支援に関すること ①外部専門家・支援機関と連携した事業計画策定支援（改善・継続） ②創業塾や起業イベント等による起業・創業計画策定支援（改善・継続） 7. 事業計画策定後の実施支援に関すること ①事業計画策定事業者への計画的なフォローアップの実施（改善・継続） 8. 新たな需要の開拓に寄与する事業に関すること ①見本市等出展支援事業（改善・継続） ②物産展等出展支援事業（新規） ③マスメディアを活用した広報支援事業（改善・継続） ④セミナー・個別指導の開催（改善・継続）
連絡先	守山商工会議所 中小企業相談所 〒524-0021 滋賀県守山市吉身三丁目11番43号 T E L 077-582-2425 F A X 077-582-1551 E-mail: info@moriyama-cci.or.jp 守山市 都市経済部商工観光課 〒524-8585 滋賀県守山市吉身二丁目5番22号 T E L 077-582-1131 F A X 077-582-6947 E-mail: shokokanko@city.moriyama.lg.jp

(別表1)

経営発達支援計画 必須

経営発達支援事業の目標

1. 目標

(1) 地域の現状と課題

① 現状

<立地>

守山市は滋賀県の南部、琵琶湖の東南部に位置し、面積 55.73 k㎡、高低差 22mの平坦な地形で、市の南部には中山道が通過しており古くより交通の要所として商業が発展してきた。

昭和 30 年代より、京阪神・中京・北陸への交通の要所であることと、野洲川の豊富な伏流水という利点から旭化成(株)、JNC ファイバース(株)、日本バイリーン(株)、グンゼ(株)、ダイハツディーゼル(株)、日本コカ・コーラ(株)、一正蒲鉾(株)などの化学繊維・機械・食品などの工場が立地している。

また、令和 9 年の稼働に向けて、(株)GS ユアサと本田技研工業(株)などの工場進出や、令和 8 年に(株)村田製作所の研究施設の開設を目指している。

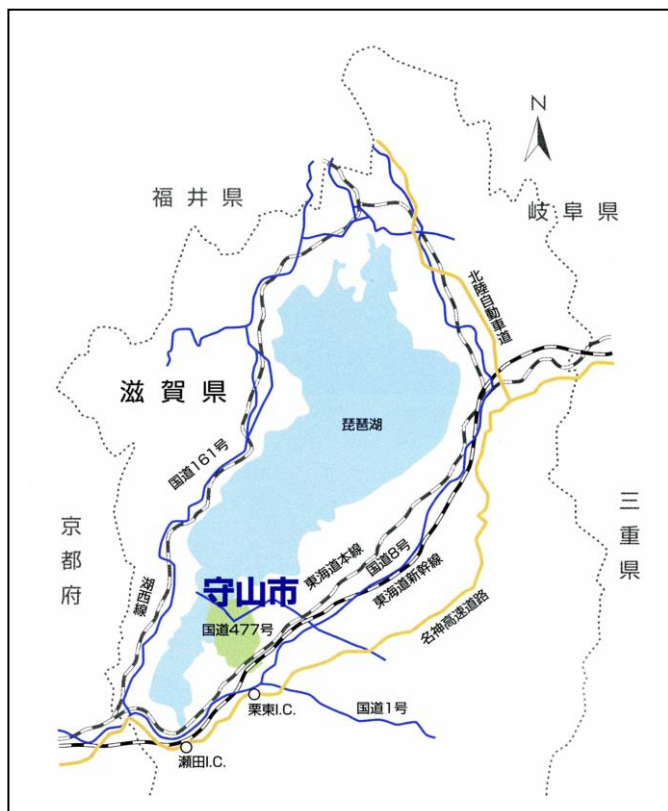
市街化区域は駅前周辺と琵琶湖大橋周辺の 2 地域に分かれており、それぞれに都市化が進み、それに合わせて大型ショッピングセンターや大手量販店が出店している。

更に令和 7 年には市民交流ゾーンで新たな大型商業施設の開業も進んでいる。

古くから中山道の宿場町として栄えたことから、多くの寺社仏閣が点在するとともに、中山道沿道の一部には歴史的な街並みが残っている。また、かつては良質な水のため守山のゲンジボタルは天然記念物の指定を受けていたが、水質悪化で指定解除される中、まちのシンボルとして市民あがての取り組みで改善され、駅周辺の市街地でゲンジボタルが飛び交う環境に配慮したまちづくりを進めてきた。

市中心部には、滋賀県立総合病院、滋賀県立小児保健医療センター、済生会守山市民病院等医療施設が充実している。また、教育機関も充実しており、住みやすいまちとして評価されている。

中心市街地においては、平成 21 年度から国の認定を受けた中心市街地活性化事業に取り組み、平成 27 年度からは第 2 期の認定を受け、「住み続けたくなる”絆と活力ある共生都市”の創造」の実現に向け、令和 2 年度までの 6 年間、中心市街の活性化に取り組みを進めた。



<人口の推移>

守山市における現在人口は 85,871 人、世帯数 35,362 世帯（2024 年 9 月 30 日現在）で、関西圏のベッドタウンとなっている。市街地の拡大による住宅開発などもあり、湖南地域の中核都市として現在も人口増加が続いており、2035 年まで伸び続けると予測されている。（国立社会保障人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口』（令和 5（2023）年推計）より）

都道府県	市区町村	(単位 人)				
		2020 年	2025 年	2030 年	2035 年	2040 年
滋賀県		1,414,000	1,399,000	1,376,000	1,346,000	1,309,000
滋賀県	守山市	83,236	85,306	86,433	86,864	86,738

しかしながら、近年毎年 500～700 人程度の人口増加を続けてきたが、令和 5 年度の人口増減は、自然増減（出生・死亡）では死亡が上回り減少、社会増減（転入・転出）も、転入数の減から、わずかに 56 名の増加にとどまった。市の活力維持のためには、緩やかな人口増加を維持していくことが必要であり、令和 5 年度の人口動態を踏まえ、人口増加が止まった原因を分析し、対策を講じていく必要がある。

(単位 人)

	H30 年度末	R 元年度末	R 2 年度末	R 3 年度末	R 4 年度末	R 5 年度末
人口総数	83,818	83,852	84,566	85,107	85,675	85,731
社会増減	370	465	625	422	487	63
自然増減	174	74	89	119	81	△7
年間人口増減	544	539	714	541	568	56

<産業の推移>

・事業所数

守山市の事業所数については、10 年間で 127 事業所の増加となっている。一方、小規模事業者数においては、1,824 事業所で 145 事業所の増加となっている。

人口増に伴い、医療・福祉関係や教育・学習支援業、不動産業、その他サービス業などの事業所で増加傾向にあるものの、小規模事業者においては、建設業、製造業、卸売・小売業、を中心に減少となっている。

こうした傾向は今後も続くものと思われ、更なる創業及び事業承継の支援が必要と考える。

平成 29 年度からは、「起業家の集まるまち守山」構想を掲げ、スタートアップ事業などのバックアップ事業を推進し、「守山で育つ子どもたちが起業家マインド・挑戦する心を養う」「起業家を支える環境づくり」「起業家への現実的な支援」の 3 つの柱で起業家育成に努めている。

①平成 24 年度事業所数 2,651 事業所（内 小規模事業者数 1,679 事業所）

（資料：平成 24 年経済センサス活動調査）

②平成 28 年度事業所数 2,736 事業所（内 小規模事業者数 1,680 事業所）

（資料：平成 28 年経済センサス活動調査）

③令和 3 年度事業所数 2,778 事業所（内 小規模事業者数 1,824 事業所）

(資料：令和3年経済センサス活動調査)

	① 平成24年度	② 平成28年度	③ 令和3年度
事業所数	2,651	2,736	2,778
小規模事業者数	1,679	1,680	1,824
出典資料	平成24年 経済センサス	平成28年 経済センサス	令和3年 経済センサス

【業種別事業者数の推移】

業種	H24		H28		R3	
	総数	小規模事業者	総数	小規模事業者	総数	小規模事業者
農業、林業、漁業、鉱業	12	6	10	4	16	9
建設業	288	278	264	257	255	242
製造業	229	159	208	144	190	132
電気・ガス・熱供給・水道業	3	1	3	1	7	4
情報通信業	15	10	13	7	20	14
運輸業・郵便業	63	45	62	44	65	48
卸売・小売業	672	404	718	401	644	369
金融業・保険業	44	11	39	13	36	13
不動産業	122	89	112	81	145	122
宿泊業・飲食店	305	116	313	137	280	160
医療・福祉	201	60	260	79	293	108
教育、学習支援業	99	65	110	69	152	80
複合サービス業	8	2	16	1	16	2
その他サービス業	590	433	608	442	659	521
合計	2,651	1,679	2,736	1,680	2,778	1,824
出典	平成24年 経済センサス		平成28年 経済センサス		令和3年 経済センサス	

<交通>

市南部周辺においては、国道1号、国道8号さらには名神高速道路に接続する県道や市道など近隣圏域へのアクセス道路網の整備が進んでいる。公共交通機関ではJR琵琶湖線守山駅がある。

北部には湖西地域や湖東地域さらには京阪神や中京地域とも結ばれる道路交通の要衝として、国道477号やさざなみ街道と琵琶湖大橋があり、守山市は東西交流拠点として重要な位置にある。

JR守山駅から新快速を利用して京都駅まで約25分、大阪駅まで約55分と利便性の高い位置にあるため、京都や大阪のベッドタウンとしての性格も有しており、マンション建設は高さ制限がかけられ

一旦落ち着いたものの、戸建住宅の建設が進み、ここ数年をみても人口が増加し続けている全国の中でも数少ない地域となっている。

② 課題

守山市においては、人口増加とあいまって、郊外の大型量販店・総合スーパーやドラッグストアなどチェーン店が増加している。一方、駅前の中心市街地は店舗移転や廃業などの増加により空洞化が進みつつあり、小規模事業者の中でも特に、既存の地元密着の商業、サービス業の事業者の経営状況は悪化している。経営者の高齢化が進む中、後継者不足の課題もあり、事業承継とともに第二創業も含め創業支援への強化が必要とされている。

また、新型コロナウイルス感染症がもたらした影響は大きく、生活環境が変わり、ネットによる商品購入、キャッシュレス決済の普及などが急速に進み、事業者においては、対応が追いつかない状況も出てきている。

それに、多様化する消費者のニーズに応えられる魅力ある商品や満足度の高いサービスの提供が求められている中、消費者ニーズを的確に捉えきれていない状況にあり、情報収集や分析リサーチに基づいた新たなビジネスモデルや既存商品のブランディングのほか、商品・アイデアの事業化が必要とされている。

建設業、製造業においては、資格や技術を要する業種でもあることから、若年層の人材確保と育成が急務であるとともに、経営者の高齢化に伴う後継者問題への対応を迫られている。その傾向は今後続くものと予測され、事業承継支援、第二創業も含め創業支援への強化が必要と考える。

こうした中、守山商工会議所では各種補助金申請の支援に取り組んでいる。しかし、補助金目的の事業計画策定にとどまっており、その意義や事業計画にそった経営の重要性について浸透していない状況にあり、売上や利益率の向上といった効果的な支援にいたっていない状況にある。

また、支援にあたって、現在、職員の能力を超える経営課題については、専門家による経営アドバイザーに支援を依頼しておりその対応に努めている。今後は、経営アドバイザーをさらに充実・強化し、事業所のサポートをワンストップで行える体制を整備する必要がある。

あわせて、事業者が本質的な課題に気づき潜在力を発揮し、課題解決へと導くため、職員の対話と傾聴のスキル向上を図る必要があると考える。

(2) 小規模事業者に対する長期的な振興のあり方

① 10年程度の期間を見据えて

守山市においては、交通の利便性が高いことから京都、大阪のベッドタウンとして、今後10年間の人口は伸び続け、2035年には86,864人と予測されていることから、新たな工場立地や大手企業研究施設の開設が進む中、中心市街地を中心とした商業、サービス業の出店や創業が期待される場所である。

一方、急速な高齢化を迎え、小規模事業所における後継者不足による廃業の動きが加速することから、引き続き事業承継支援や創業支援の推進に注力する必要があると考える。

また、新型コロナウイルス感染症以降の小規模事業者、個人事業主を取り巻く外部環境は大きく変化しており、物価高騰に対応するため、生産性向上や省エネのためのソフトや設備の導入、人材不足

対策に対応するための DX 化や機械導入など多岐に渡る支援が必要とされている。

こうした状況から、全方位的経営支援を実行するためには、経営指導員のみならず一般職員を含めた全職員が支援のスキルアップを図り、事業者自身が本質的課題に気づき自己変革へと繋がるよう導くための対話と傾聴のスキル習得が必要であると考えます。

② 守山市総合計画との連動性・整合性

守山市では、第5次守山市総合計画（後期：令和3～7年度）を策定し、基本方針に基づき商工業、観光分野において、小規模事業者支援に係る施策として次の通り示されている。

- ・企業の活性化対策として、企業訪問活動の実施、ビジネスマッチングの充実。
- ・商業空間の創出として、まちなかにぎわいイベントへの支援。
- ・商業活性化として、創業支援および中心市街地活性化など空き店舗活用の推進。

守山商工会議所では、行政と連携し小規模事業所へ巡回訪問活動を通して、経営課題の掘り起こしとともに小規模事業者の事業計画策定の推進を図る。また、商業活性化のため、創業支援をはじめ中心市街地の活性化の推進を図るなど、守山市の施策に沿った支援を実施する。

③ 守山商工会議所としての役割

当所では個別相談における対話と傾聴を通じ、経営者が本当の経営課題とは何かということに気づき、自分たちが進むべき方向を見つけられるよう、事業者が自らの考えと意志を持って潜在力を引き出し、自走できるよう促す伴走型支援が重要と考える。

特に、地域経済を担う小規模事業者への支援の場として、専門家等で構成されるネットワークを活用し、多角的・総合的な支援措置を取るとともに、きめ細かな伴走支援により地域経済の活性化と持続的発展を推進する。

（3）経営発達支援事業の目標

① 売上・利益向上のための事業計画策定と事後の経営支援

小規模事業者の中でも、特に落ち込みが著しい地域密着の既存商工業者の経営支援が地域経済の底上げであると考えます。地域の経済動向や需要動向調査の結果を踏まえつつ事業計画の策定と事後の経営支援を進めていく。5年の事業期間内に事業計画策定事業者150者を目指す。また、事業計画後の実施支援では、事業計画の進捗状況を見極めつつ、実現可能性の高い事業所を選定し集中的に支援する。5年の事業期間内に、売上増加事業者62者、利益率2%以上増加の事業者49者を目指す。

	現行	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
事業計画策定支援	12者	30者	30者	30者	30者	30者
売上増加事業者数	—	7者	10者	12者	15者	18者
利益率2%以上増加の事業者数	—	5者	7者	10者	12者	15者

② 創業計画策定支援と事業承継の課題解決支援

守山市においては、創業の気運が高まる中、創業イベントの開催も多く見られる。こうした現状から、創業意欲のある人材の掘り起こしに注力し、創業塾、創業セミナー等を通じ、守山市が標榜する「起業家の集まるまち守山」の推進に取り組んでいく。事業期間内に、創業計画策定件数 40 件を目指す。

あわせて、経営者の高齢化に伴う事業承継については、巡回相談等を通して課題の掘り起こしと、関係機関との連携を通して課題解決に努める。

	現行	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
創業計画策定支援	6件	6件	7件	8件	9件	10件

③ 新たなビジネスモデルや既存・新規商品・アイデアの事業化支援

小規模事業者に対し、情報提供、中長期的な事業計画の策定支援、新商品開発支援、金融支援、販路開拓支援・見本市等出展支援等を通じ、既存商品のブラッシュアップや新たなビジネスモデルや商品やアイデアを事業化するための支援を行う。5年の事業期間内に、見本市等出展事業者 20 者を目指す。

	現行	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
見本市等出展事業者	4者	4者	4者	4者	4者	4者

④ マスメディア・ITを活用した情報発信による販路開拓と需要拡大支援

マスメディア・ITを活用した広報支援事業を通して、事業所の取り組み等を情報発信し、需要拡大の支援に取り組んでいく。事業期間内に 36 者、売上増加率 5%/者を目指す。

	現行	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
広報支援事業	5者	6者	7者	7者	8者	8者

経営発達支援事業の内容及び実施期間

2. 経営発達支援事業の実施期間、目標の達成方針

(1) 経営発達支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

(2) 目標達成に向けた方針

事業者が直面している課題や問題点を明確にするため、現状を客観的に把握し、達成可能な目標を設定する。そのための具体的な行動計画を策定し、定期的な対話を通じて進捗状況や課題を共有、行動計画の実施後に定期的にフィードバックを行い、必要に応じて計画の見直しを行う。事業者が自らの力で課題解決に取り組めるよう、必要なリソースや情報を提供し、自己評価や自己改善の機会を設けることで、自立した行動を促していく。

①-1 「RESAS」(地域経済分析システム)などを活用した多角的な視点からの支援

経済動向の調査・分析結果から小規模事業者の経営上の問題点、課題等を注出し、経営指導の実施へと結びつけるため、当所が独自で実施している景況調査だけでなく、「RESAS」(地域経済分析システム)などを活用し、多角的な視点からより効果的に支援できるよう情報収集する。

①-2 経営分析セミナーの開催と事業計画策定支援

支援対象となる事業所には経営状況や経営資源の内容、財務内容等ヒアリングを実施し、経営分析セミナーの受講を促すとともに、小規模事業者持続化補助金を申請する事業者に対しては原則受講を義務化することで事業計画の策定へつなげていく。

なお、経営分析にあたっては経済産業省の「ローカルベンチマーク」等活用の他、金融機関・支援機関・外部専門家と連携し支援していく。

② 守山市並びに支援機関と連携した創業支援推進と事業承継課題解決の取り組み

産業競争力強化法における創業支援等事業計画に基づき、実践的支援である「創業塾」及び創業希望者の掘り起こし等を目的とした「創業セミナー」を開催するとともに、守山商工会議所と守山市に創業支援の「ワンストップ窓口」を設置し、創業希望者の様々な相談に対応することで創業の推進を図る。

また、「守山市しごとはじめ支援協議会」と連携し、創業までの課題解決について総合的に取り組む。

事業承継支援については、窓口相談や巡回訪問による現状把握と課題の掘り起こしを行い、滋賀県事業引継ぎ支援センター等関係機関と連携を図り課題解決に取り組む。

③ 見本市、商談会等への出展勧奨と販路拡大・売上拡大のための支援強化

新たなビジネスモデルや新規・アイデア商品の開発、既存商品のブラッシュアップなど持続的な発展を目指すため、商品開発のセミナーや個別相談会を通して展示会、見本市、商談会等への出展参加を積極的に勧奨して販路拡大、売上拡大を目標とした支援強化に取り組む。

④ プレスリリースセミナーや合同プレス発表会による新たな需要開拓と販路拡大

地域資源を活用した商品は多く存在しているが、情報発信に課題を持つ事業者は多い。こうした事業所を中心にプレスリリースのセミナーを開催し、広報PRの知見を高めるとともに、商品やサービスのブラッシュアップを図る。その後、参加事業者による合同プレス発表会を開催し、新たな需要開拓と販路拡大に取り組む。

I. 経営発達支援計画の内容

3. 地域の経済動向調査に関すること

(1) 現状と課題

(現状)

管内小規模事業者等5業種（製造・建設・小売・サービス・卸）70者を対象とした「守山企業景況調査」を、平成22年1月より四半期毎に継続して実施しており、調査結果は専門家に分析依頼し、業種別に分析している。

その内、「業況」「売上」「採算」については、5業種毎の調査結果概要が分かるようにグラフにして守山商工会議所広報誌及びホームページに掲載し周知している。

(課題)

コロナ禍以降多くの調査依頼が商工会議所だけでなく国・県・市・日商などからある。類似する調査も多く、事業者の負担となっており、回答率が減少している。また、ペーパーレスの観点からFAXでの調査を希望されない事業所も出てきており、スマホやPCから直接回答できるよう調査方法の見直しが必要である。

活用の少なかったRESASを改めて活用・推進し、日本商工リサーチが実施する分析データの活用が課題である。

(2) 目標

	現行	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①RESAS 公表回数	—	1回	1回	1回	1回	1回
②景況調査公表回数	4回	4回	4回	4回	4回	4回

(3) 事業内容

(目的)

経済動向の調査・分析結果から管内小規模事業者の経営上の問題点、課題等を抽出し、個々の小規模事業者の気づきと今後の取り組みの方向付けに用いる。また、当所が取り組むべき小規模事業者のための事業計画に活用する。

(情報の収集)

- ① 「RESAS」(地域経済分析システム)を活用し地域の経済動向分析を行い、年1回公表する。
- 分析手法：「人口マップ」人口構成・人口増減を分析
「地域経済循環マップ」生産分析、地域全体の経済動向を分析
「産業構造マップ」全産業の構造、現状等を分析
上記を総合的に分析し、事業計画策定支援等に反映させる。

② 当所が独自に実施をしている「守山企業景況調査」により、管内小規模事業者等の景気動向について詳細な実態を把握するため、年4回調査・分析を行う。

調査対象：管内小規模事業者等5業種（製造・建設・小売・サービス・卸）70者

調査項目：「業況」「売上」「客数」「仕入れ」「受注」「採算」「資金繰り」「在庫」「従業員」「引き合い」「借入状況」「設備投資」等（前年同期比、前期比、翌期見通し）及び経営課題等。

調査手法：FAXおよび巡回訪問により回収。

また、段階的にメールやQRを活用した調査に移行していく。

分析手法：外部専門家との連携にて分析。

（4）調査結果の活用

調査結果は守山商工会議所広報誌及びホームページに掲載するとともに、個々の小規模事業者に対して、経営指導員等の巡回時や個別相談時に指導を行う際の参考資料とする。また当該小規模事業者の属する業界の実態把握と管内の景況から、事業計画策定の参考として活用する。

4. 需要動向調査に関すること

（1）現状と課題

（現状）

守山市駅前総合案内所で飲食物のお土産品の試食調査の実施を予定していたが、コロナ禍により、試食調査を断念した。コロナの規制が緩和された後に試食調査を行った。

（課題）

調査に当たり、駅利用者は乗車時間など時間に制約があり、また食中毒の問題など衛生面を気にされることも多く、アンケート調査事業は想定通りに進まなかったため、守山市駅前総合案内所での試食調査の実施は難しいと判断し、ショッピングセンター等でのイベント出展（12月～2月）での調査事業に変更、見直しが必要である。

（2）目標

	現行	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
対象事業者	4者	4者	4者	4者	4者	4者

（3）事業内容

地域資源を活用した加工品や自社の強みを生かした商品等に対する動向やニーズ等の調査を行い、その結果を支援事業者の商品開発等につなげる。

【調査対象】 4者

【調査項目】 ネーミング、価格、デザイン、内容など

【調査手法】 来場者にアンケート調査を実施。調査結果は経営指導員または専門家と連携し分析を行う。

【調査数】 100人（総数） 一般消費者を対象とする。

【分析結果活用】 調査結果を出展事業者に報告し、新たな販路拡大支援につなげる。

5. 経営状況の分析に関すること

（1）現状と課題

（現状）

事業者から財務状況が分かる決算書類を見せてもらうというのは難しい状況。小規模事業者経営改善資金申込者は、過去2期分の決算書類等を見せていただかないと融資推薦できないので、経営状況の分析等の上推薦している。

（課題）

決算書類を確認できるマル経融資の推薦や滋賀県制度融資制度の斡旋書発行以外で、安定的に決算書類を確認できる方法がない。

（2）目標

	現行	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
経営分析件数	8件	30件	30件	30件	30件	30件

（3）事業内容

融資推薦依頼者の決算書類データを分析。融資推薦のための面談時に経営指導員がSWOT分析のためのヒアリングを行う。更なる分析が必要な場合、専門家と連携、支援していく。

分析手法：経済産業省「ローカルベンチマーク」、中小機構「経営自己診断システム」を活用。

（4）分析結果の活用

分析結果は当該事業者にはフィードバックすると共に、必要な場合は専門家とも連携しながら事業計画の策定等に活用する。

また、分析結果はTOASに入力しデータベース化。個々の事業所への経営指導の継続性確保並びに指導員等の資質の向上につなげる。

6. 事業計画策定支援に関すること

（1）現状と課題

（現状）

小規模事業者持続化補助金を活用したいという事業者が多く、専門家と連携し、補助事業で取り組む計画策定の支援を実施している。

(課題)

厳しい経済環境が続いており、補助金施策を活用することでの計画策定がメインとなっている。

(2) 支援に対する考え方

- ① 小規模事業者持続化補助金を活用した計画策定のニーズが高く、小規模事業者持続化補助金申請時に個別に計画策定支援を行う。また、DX推進のためのセミナー参加者にも中小企業診断士等の専門家と連携し、更なる支援につなげる。
- ② 起業・創業に関して、守山市が掲げる「起業家の集まるまち守山」の実現に向けて、民間・守山市・守山商工会議所において、以下の取り組みが実施される計画となっており、守山市と連携した推進を行う。

<民間の取り組み>

- ① スタートアップウィークエンド守山の開催

<守山市行政の取り組み>

- ① 「起業家の集まるまち守山」の取り組みの実施

<守山商工会議所の取り組み>

- ① もりやま創業セミナー 年2回
- ② もりやま創業塾 年2回

守山商工会議所としては、これらの取り組みやイベント等に参加する創業予定者や創業間もない事業者に対して、経営指導員等による創業計画の策定支援をすすめることで、スムーズな創業の実現を支援する。

(3) 目標

	現行	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
① 事業計画策定件数	12件	30件	30件	30件	30件	30件
② 創業計画策定件数	6件	6件	7件	8件	9件	10件

(4) 事業内容

① 事業計画策定支援

経営分析を行った事業者を対象とした個別相談対応での事業計画策定支援をする。経営者と支援機関・外部専門家・金融機関が連携して支援に取り組む。

目標：小規模事業者持続化補助金の申請者やDX推進セミナー参加者等を対象として、中小企業診断士等の専門家連携したコンスタントな支援を継続していく。(目標30件/年)

手法：経営指導員及び外部専門家が事業所担当として伴走し継続的に支援すると共に、計画策定までのスケジュールを管理する事で確実な事業計画の策定に繋げる。

② 創業支援

守山商工会議所が開催する創業塾の参加者を含む創業予定者に対して、創業計画の策定を支援する。

目標：創業を支援する守山市の取り組みに賛同し、少しずつ創業計画策定から創業者数を増やしていく。

（目標数 令和 11 年度 10 件）

手段：創業セミナーの開催（毎年上半期 1 回、下半期 1 回 計 2 回）参加者 30 人／年

創業塾の開催（毎年上半期 1 回、下半期 1 回 計 2 回）参加者 50 人／年

カリキュラム（経営・財務・人材育成・販路開拓等）

講師 中小企業診断士、税理士、社会保険労務士など

募集方法 ホームページ、ポスター・チラシ、プレスリリース、LINE、SNS による

手法：創業セミナーの参加者や創業予定者に対して、引き続き創業塾の受講へと誘導し、創業計画書の策定に結び付ける。

参加者には経営指導員等による策定支援と、必要であれば守山市しごとはじめ支援協議会にて支援方法や創業資金の借入れ等について協議し、手厚い支援に努める。

7. 事業計画策定後の実施支援に関すること

（1）現状と課題

（現状）

小規模事業者持続化補助金申請者等の事業計画策定事業者や創業者に対して、巡回および電話等にて事業の進捗状況についてフォローしている。

（課題）

事業計画策定による定数・定量的な調査の必要性。小規模事業者持続化補助金等の申請段階での事業計画策定支援を伴走支援しているほか、策定後について報告書提出などの伴走支援に努めているが、一部事業計画策定事業所の売上や利益率が改善されたかどうかの追跡フォローが出来ていない事業所がある。

（2）支援に対する考え方

経営指標を定期的にモニタリングするための体制を整え、データを収集、分析するとともに、売上や利益に関連する具体的な KPI を設定し、目標達成度を定量的に評価することと、定期的にフィードバックを行う。

また、経営指標の理解を深めるため、小規模事業者に対し従業員の教育や研修を実施し、自らの業務への影響を認識させ、必要に応じて外部専門家を活用し、客観的な視点からのアドバイスを受けるなど、経営指標に関する情報を社内で共有するよう指導する。

(3) 目標

	現行	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
フォローアップ対象事業者数	30 者	30 者	30 者	30 者	30 者	30 者
頻度 (延べ回数)	96 回	96 回	96 回	96 回	96 回	96 回
売上増加事業者数	—	7 者	10 者	12 者	15 者	18 者
利益率 2%以上増加の事業者数	—	5 者	7 者	10 者	12 者	15 者

(4) 事業内容

対象者：事業計画を策定したすべての事業者。

考え方：事業計画の策定による効果を把握するとともに、事業者自身にも事業計画策定の効果を認識させ問題の解決、自走化に繋げていく。

手 法：実現可能性の高いものから選定し、集中的に支援する 3 者は毎月 1 回、次の 3 者は 4 半期に 1 回、残りは半年に 1 回程度とする。

内 容：事業計画を策定した事業所に対して、事業計画実施以前と比較した売上、売上利益について金額を調査する。また、事業計画策定前との変化を聞き出し、次に必要となる対策を事業者自らが気づき、次の行動に移れる為の支援を行う。

手 段：対象となる全事業所に対し、「事業計画策定後状況報告書 (仮称)」を原則としてメール、オンラインフォームで回答を促す。

「事業計画策定後状況報告書 (仮称)」については、事業計画策定の 1 年後に調査を実施する。

調査項目：売上高、売上利益、従業員数、事業所内最低賃金

調査内容：事業計画策定前 直近 12 ヶ月と事業計画策定後 翌月より 12 ヶ月を比較。変化の割合をパーセンテージにて算出。その他の項目として、従業員数、賃金の推移を調査し事業所の動向を確認する。

事後フォロー：「事業計画策定後状況報告書 (仮称)」の結果を受け、売上・利益の推移を把握し、事業計画策定の効果を測定し、効果の有無、大小を判定する。事業計画策定の効果が「事業計画策定後状況報告書 (仮称)」の作成により、事業計画の実施状況を事業者自身が把握し、自らが課題に対し問題を解決し自走化していけるよう、対話と通じて伴走支援を行う。

また、事業計画策定後に計画どおり進んでいない事業者については、経営指導員等に加え、中小企業診断士等の専門家と事業計画を見直す機会を作る。対話を通じて事業者自身が課題に気づき、解決することで、より実現可能性の高い事業計画を作成出来るよう伴走支援を続けていく。

8. 新たな需要の開拓に寄与する事業に関すること

(1) 現状と課題

(現状)

小規模事業者は、新規の顧客開拓・新たな販路開拓の必要性を感じているものの、自社商品・サービスの強み、また具体的な手段・手法が分からず、取組みができていない事業所が多い。

現在は、販路開拓を後押しする事業として、商談会等出展支援事業、マスメディアを活用した広報支援事業、IT 対策研修を実施している。

(課題)

遠路都市部の商談会出展を希望する事業者数が限定的な点と、取引見込先との商談において、その要望に対応できるだけの体制が整えられるかという点のほか、既存商品のリサーチ及びブラッシュアップによる商品のブランディング等が不十分である事業所が多く、戦術を構築できる事業所に限りがある。

また、広報支援事業（プレスリリース）においても活用される事業者に限りがあることから、販路開拓の有効な手法として広く活用を促す必要がある。

(2) 支援に対する考え方

それぞれの小規模事業者が取り扱う商品やサービス、また対象販路等が異なることから、各事業者に即した支援が必要となる。広域での取引拡大を図りたいと考える事業所には都市型の商談会等への出展支援を行い、地域内で一般消費者向けに販路拡大を目指す事業者には地域内での物産展出展を促す。併せて、商品リサーチ及びブラッシュアップによるブランディング支援を行う。

また、広報の手段としてプレスリリースの活用や、SNS や動画作成等の手法等、時代の流れに沿った広報手段を効果的に活用いただけるよう地域内の小規模事業者に推進を図っていく。

当支援の効果としては、事業者の取扱い商品や顧客ターゲット等に即したそれぞれの手法で販路開拓のための支援を図り、新規顧客や販路の獲得を図り売上拡大へと導く。

(3) 目標

① 見本市等出展支援事業

	現行	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
出展事業者	4 者	4 者	4 者	4 者	4 者	4 者
成約件数／者	1 件	2 件	2 件	2 件	2 件	2 件

② 物産展等出展支援事業

	現行	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
出展事業者	8 者	8 者	10 者	10 者	10 者	10 者
売上額／者	1 万円	2 万円	2 万円	3 万円	3 万円	3 万円

③ マスメディアを活用した広報支援事業

	現行	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
支援事業者	5者	6者	7者	7者	8者	8者
売上高増加率/者	5%	5%	5%	5%	5%	5%

④ セミナー・個別指導の開催

	現行	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
受講者数	—	10者	10者	15者	15者	20者
売上高増加率/者	—	5%	5%	5%	5%	5%

(4) 事業内容

① 商談会等出展支援事業 (B to B)

広域での販路拡大を図るために、都市圏で開催される展示会への出展を行い、より対象・商圏を拡大した効果的な販路拡大につながるよう支援を行う。出展にあたっては経営指導員及び経営支援員が相談対応し、また必要に応じて専門家のブランディング支援等により、きめ細かな伴走支援を行う。

出展者は守山商工会議所広報誌、ホームページ、巡回等にて希望者を募り、出展費用の一部を助成する。

(想定する展示会)

名 称：東京インターナショナル・ギフトショー

対象事業者：食品製造加工業、繊維製品製造小売業等

概 要：パーソナルギフトと生活雑貨の国際見本市

来 場 者：223,040人（東京インターナショナル・ギフトショー2023 実績）

総出展者数：2,939者（東京インターナショナル・ギフトショー2023 実績）

② 物産展等出展支援事業 (B to C)

市内および県内の地域内の大型ショッピングモール等で物産展を開催し、地域内での新規顧客の獲得支援を行う。物産展の開催は守山市観光物産協会と協力し地域産品等を中心に販売を行い、小規模事業者の地域内でのファン作りや商品リサーチの機会とする。

出展者は当所広報誌、ホームページ、巡回等にて希望者を募り、出展費用を一部助成する。

(想定する物産展)

開催場所：イオンモール草津 イベントスペース

対象事業者：食品製造加工業、農産物生産加工業、お土産物等小売業

概 要：地域産品の販売促進

来場者数：1,000名（500名×2日）

出展者数：10事業者程度/年間

共 催：守山市観光物産協会

③ マスメディアを活用した広報支援事業 (B to B・B to C)

効果的な情報発信を行いたい小規模事業者のために、広報誌やホームページ・SNS 等で随時募集を行い、マスメディアに事業所の取り組みや商品等を情報提供することで、広く情報発信され、需要の拡大、売り上げの向上に貢献できるよう支援を行う。

また、プレスリリースを行うにあたり、メディアに取り上げられやすい内容や情報提供の形を学ぶセミナーを開催し、より効果的にメディアへの情報発信ができるよう資料作成から各メディアへの情報提供までの支援を行う。

(プレスリリース支援事業)

随時受け付けを行い、守山商工会議所でブラッシュアップを行ったうえで迅速に市の記者クラブを通じて各メディアへ情報提供を行う。

情報提供先

朝日新聞社、毎日新聞社、読売新聞社、京都新聞社、中日新聞社、産経新聞社、日本経済新聞社、時事通信社、共同通信社、NHK 天津放送局、BBC びわこ放送、KBS 京都放送、守山市有線放送農協、しが県民情報滋賀編集室、(株)ZTV 滋賀放送局コミュニティチャンネル、びわ湖大津経済新聞、(株)エフエム滋賀 滋賀リビング新聞社

(プレスリリース作成支援事業)

オープンセミナー：1 回開催/年 ※必要に応じて個別指導を行う

参加事業者数：36 者/5 年間

④ セミナー・個別指導の開催 (B to C)

IT を活用した PR 動画作成や SNS 活用、チラシの作成等、無料または安価で取組みが可能な販路開拓の手法を学ぶ実践的なセミナーを行う。販売促進のための動画作成や SNS 活用についての手法を学び活用を促す。また、専門的に知識を習得したい事業者には、IT 専門家による個別指導を行い、効果的に活用できるよう伴走支援を行う。

時代に即した販売促進の手段の活用を促し、小規模事業者の売上げ向上のための支援を図る。

対象：LINE や SNS 等を活用し販路拡大を図りたいと考えている小規模事業者。

支援方法：広報、ホームページ、SNS、LINE、巡回時にて参加者を募集し研修会を開催。必要に応じて個別相談も実施。実践できるところまで支援を行う。

Ⅱ. 経営発達支援事業の円滑な実施に向けた支援力向上のための取組

9. 事業の評価及び見直しをするための仕組みに関すること

(1) 現状と課題

(現状)

毎年、外部有識者会議を開催し、各事業の実施状況や自己評価について担当職員より報告するとともに、有識者より当所の経営発達支援計画について助言、評価をいただく場としている。

(課題)

現在実施している有識者会議については、短期間に報告書をまとめきれず開催時期が遅れ、その後の見直しについても速やかに公表できていないなど体制の見直しが課題である。

(2) 事業内容

事業の評価及び見直しについては毎年度 1 回実施する。評価は外部有識者に依頼し客観的視点に基づき事業の評価を行う。

評価員は外部評価員として、大学教授、中小企業診断士、日本政策金融公庫を予定。それと守山商工会議所（専務理事、法定経営指導員）、守山市で構成される外部有識者会議を毎年度実施し、経営発達支援計画の進捗状況を報告するとともに、外部評価員からの意見や評価を頂く。

事業の評価及び見直しの結果については、正副会頭会議、常議員会で報告、承認を得た後、地域の小規模事業者が常に閲覧できるよう、当所窓口にて常に閲覧可能とする他、毎年当所ホームページにて公開する。また評価を受けた内容については、法定経営指導員をはじめ、全職員一体となり改善策を検討し、翌年度の小規模事業者の支援に繋げていくものとする。

また同時に効果的な PDCA サイクルを構築し経営発達支援事業の円滑な実施を図る。

【外部評価員】 大学教授、滋賀県中小企業診断士協会、金融機関

【構成委員】 守山商工会議所（専務理事、法定経営指導員）、守山市

10. 経営指導員等の資質向上等に関すること

(1) 現状と課題

(現状)

守山商工会議所経営指導員、経営支援員及び一般職員については、滋賀県商工会議所連合会が実施する経営指導員等研修や日本商工会議所が主催する専門研修に参加し、支援能力の向上に努めている。

また、中小企業基盤整備機構が主催する専門研修には、経営指導員及び経営支援員が参加するなど各自の能力向上に取り組んでいる。

(課題)

経営指導員・経営支援員の固定化を避け、ジョブローテーションを進め専門知識の共有化を図ることが急務となっている。

補助金申請時の対応は経営指導員が対応しているが、経営指導員以外の経営支援員や一般職員も対応できるよう体制を整え、全職員一体となった対応を取るよう進めていく必要がある。

また、小規模事業者に対して時代に即した情報提供ができるよう職員のITツールの活用やデジタル技術等の知識習得が不可欠である。

(2) 事業内容

① ジョブローテーション及び専門研修受講での知識習得による支援力の向上

ジョブローテーションの推進により、職員の知識習得や実務によるスキルアップを図り、支援力の向上につなげる。

また全職員を対象に、職員一人ひとりが持つ知識や能力を一覧化すべくスキルマップを作成し、不足している知識や能力を明確にすることで、今後の研修計画に活用し、全職員の支援能力の向上を図る。

スキルマップには各職員が過去に担当した業務を一覧化するだけでなく、知識習得のために受講した専門研修などを入力し、それぞれの職員が「いつ」「どのような」研修を受けたかを可視化することで、弱い部分を無くしより高度化していくための研修受講計画に繋げ、組織全体としての支援能力をレベルアップさせる。

② 対話と傾聴を活かした支援力の習得

小規模事業者に自社の本質的な経営課題の気づきを促し、事業者の潜在力を引き出したうえで、自走化へと導く支援を行うため、研修受講等によりすべての職員の対話と傾聴力の習得と向上を図る。

③ 研修の参加による資質の向上

Off-JTとして、経営指導員のみならず一般職員を含めた全職員を対象に、日本商工会議所や滋賀県商工会議所連合会が主催する研修会に参加すると共に、On-JTとして内部での専門家による指導時の職員の同席、ベテラン職員による指導時の同行や同席の機会を活用することで、一般職員を含めた組織全体として職員の支援能力の向上を図る。

④ データベース、ITの積極的活用

指導情報、巡回・窓口における指導履歴をデータベースに入力する。またIT、クラウドを積極的に導入し、業務の効率化を図るとともに、支援中の小規模事業者の状況等を職員全員が相互共有出来るようにすることで所内の情報の共有化を図り、担当外の職員でも一定レベル以上の対応が出来るようにする。

また、小規模事業者のDX・IT化の相談等に対応するため、職員がFintechやAI等のITツールの知識を身につけ経営指導の質の向上を図る。

1 1. 他の支援機関との連携を通じた支援ノウハウ等の情報交換に関すること

(1) 現状と課題

(現状)

守山市とは現在、毎月一度の定例会により、当所の経営指導の状況を伝えるとともに、行政へ必要な施策の要望や提言のほか、行政からの施策の情報を得る機会を設けており、関係は良好である。また、平成 28 年度より開催している『守山市しごとはじめ支援協議会』にて、守山商工会議所経営指導員や支援員と小規模事業者の支援策や、各機関の支援の取組について情報交換を行っている。

また、守山市、みらいもりやま 2 1（まちづくり会社）、守山市文化体育振興事業団および守山商工会議所の幹部による『まちづくり連絡会』を毎月開催しており、守山市や各団体の動きについて情報交換を行っている。

(課題)

小規模事業者の経営課題は経済情勢や経営状況等に合わせて変化しており、課題解決のための新たな支援施策が国・県・市等により計画・実施されている。経営支援を図るためには、行政・各支援機関等が事業者から得た動向や事例などの情報を収集・分析し、支援につなげていくことが求められている。

(2) 事業内容

① 守山市商工観光課との情報交換会の毎月開催

守山市と毎月 1 回情報交換会を開催し、守山商工会議所が抱える小規模事業者の現状を報告するとともに、経済動向調査や需要の動向調査について結果を公表し地域内の現状を共有し、行政と連携した支援策や解決方法について検討する。また、日本政策金融公庫大津支店の守山地域担当者にも参加いただき、市内小規模事業者に関する情報交換を進める。

これにより守山市からの支援策についていち早く情報を入手するとともに、地域の小規模事業者への有益かつ効果的な施策実施について協議を行い、守山市と連動した補助事業やセミナー等を企画し、小規模事業者の新たな需要の開拓や販路拡大に繋がるよう取り組む。

② 守山市しごとはじめ支援協議会の開催

守山市、日本政策金融公庫、滋賀銀行、関西みらい銀行、滋賀中央信用金庫、京都信用金庫、京都銀行、京都中央信用金庫、レーク滋賀農業協同組合、みらいもりやま 2 1（まちづくり会社）、滋賀県産業支援プラザ、守山商工会議所が管内の支援機関として参画し『守山市しごとはじめ支援協議会』を年 2 回程度開催し情報を共有する。

様々な支援機関が協議することで互いの関係性を向上させ、小規模事業者への支援ノウハウの一層の向上を図る。

③ まちづくり連絡会の開催

守山市、みらいもりやま 2 1（まちづくり会社）、守山市文化体育振興事業団と守山商工会議所の

幹部による『まちづくり連絡会』を毎月開催しており、守山市の進めるまちづくり等に関する動向やイベント情報及び各団体の取り組み状況について情報交換を行い、共有化を図る。

④ 日本政策金融公庫との連携

日本政策金融公庫大津支店による大津・草津・守山地域の商工会議所・商工会の経営指導員が集うマルケイ協議会が年1回開催されるほか、守山商工会議所経営指導員と日本政策金融公庫担当者による協議会が年1回開催され、支援状況やノウハウの情報交換を行うことにより、きめ細かい支援に結びつける。

⑤ 滋賀県事業承継・引継ぎ支援センターとの連携

滋賀県事業承継・引継ぎ支援センターによる個別相談会を毎月1回開催し、事業承継希望の小規模事業者や引継ぎ先事業所に関する相談など、スムーズな事業引継ぎ支援に向けて情報交換を行う。

1.2. 地域経済の活性化に資する取組に関すること

(1) 現状と課題

(現状)

守山市観光物産協会の事務局が守山商工会議所事務所内にあることにより、事業の連携、情報の共有を密に行い、商工会議所が地域産業の掘り起こし・新商品の開発等をイベント等、協力体制により取組み、相乗効果を上げ、効率的に地域経済の活性化を進めている。

また、守山市の進めるまちづくりに関する事業や施策のほか、各団体の取り組み状況を報告する「まちづくり連絡会」を毎月開催し情報交換に努め、地域経済の活力を推進するべく意見交換を行っている。

(課題)

中心市街地活性化の波及効果によって、市内の活力を底上げし、守山市全体の活性化を図っていく必要がある。

(2) 事業内容

① 観光資源を活かした観光振興事業

守山市は琵琶湖岸に面しており、豊かな自然環境、文化遺産などの観光資源がある。湖岸エリアでは自転車を活用した観光振興を推進するとともに、市内各所で四季折々に咲く花や、中山道や史跡等の歴史的文化的財等を活かした観光マップの作成や市内巡回電子スタンプラリーの実施等を推進することで誘客対策を行い地域の活性化を図る。

また、事業の実施については、守山市観光物産協会と月に1回程度の打ち合わせ会議を設け、連携して行うことで双方にとって効果的な事業となるよう実施する。

② 中心市街地活性化に係る事業

・600年続く伝統の年末行事『もりやまいち』の開催

もりやまいち実行委員会（構成団体：中央商店街、なかよしマルシェ、地元自治会、まちづくり会社(株)みらいもりやま21、守山市観光物産協会、守山市、守山商工会議所）が歴史・文化資源の豊かな中山道を軸に、歳末市として地産地消に資する地元製品の販売を行う機会として年1回実施する。事業の実施のためのもりやまいち実行委員会会議は年4回開催する。

もりやまいちは毎年12月下旬の休日に旧中山道守山宿で開催され、多くの人出でにぎわう事業であり、地元の小規模事業所に出店を広く呼びかけることで、中心市街地の小規模事業者によるにぎわいの創出並びに本イベント参画を通じて新たなまちづくりに向けての人材発掘や育成を目指す。

・もりやま夏まつりへの協力

もりやま夏まつり実行委員会（構成団体：中央商店街、銀座商店街、ほたる通り商店街、セルバSEED、東もりやま店舗会、守山市観光物産協会、守山青年会議所、勝部神社松明組、守山市文化体育振興事業団、みらいもりやま21（まちづくり会社）、守山商工会議所、守山商工会議所青年部）が、毎年7月最終土曜日に守山駅前で年1回開催する「もりやま夏まつり」に協力する。事業実施のためのもりやま夏まつり実行委員会会議は年5回開催する。当所は、出店者の募集から管理を行い、地域内の小規模事業者の販売機会の提供を行うとともに、当所青年部が開催する卑弥呼コンテスト等のイベントを通じて集客やにぎわいに繋げる。

・もりやま冬ホタル（イルミネーション事業）の実施

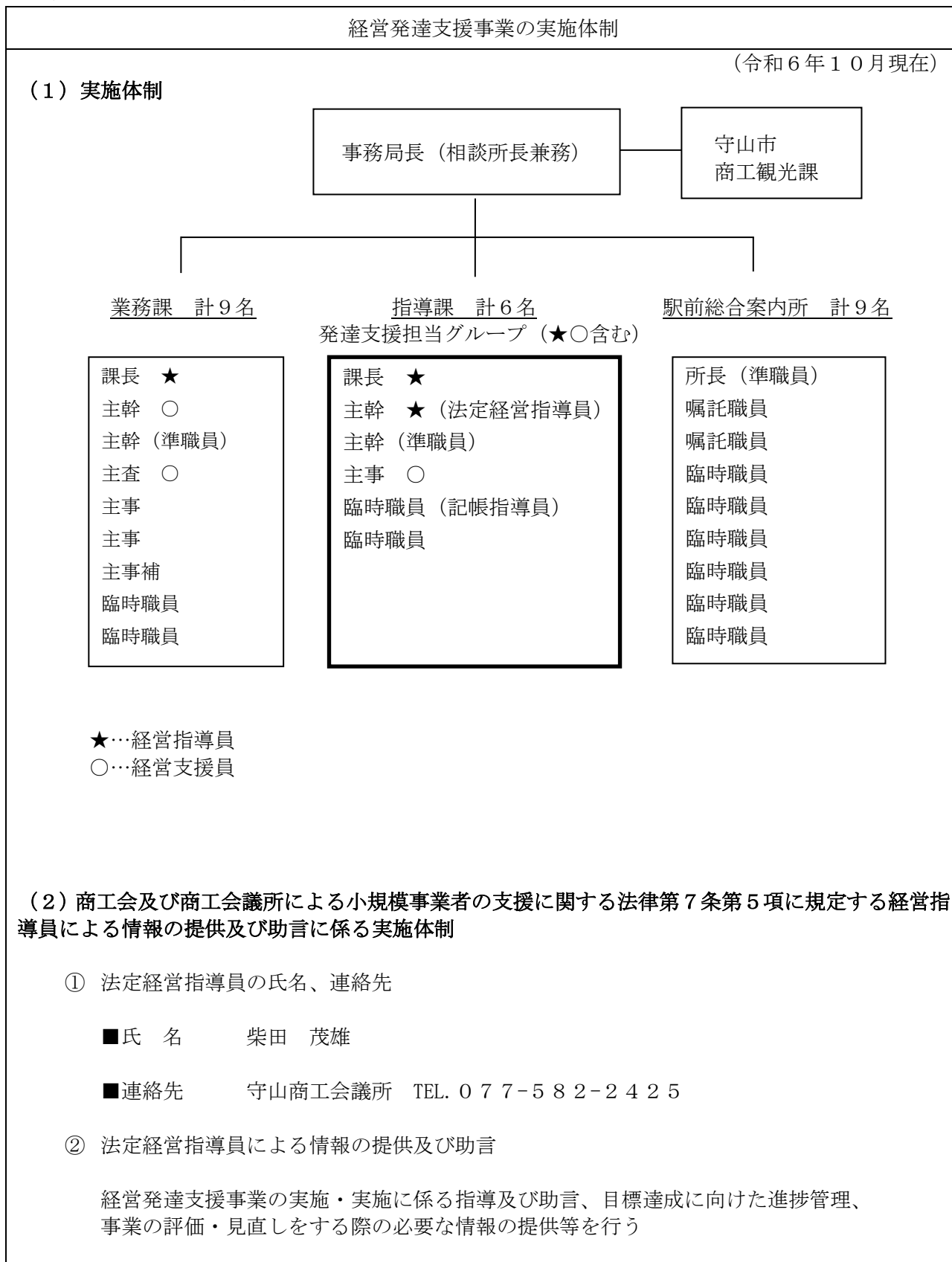
守山市の玄関口である守山駅ロータリーを中心に、イルミネーションの点灯イベントを実施する。開催にあたっては、市内5つの事業所や団体に協賛いただくとともに、各種団体と協力し、11月～1月にかけて駅ロータリー帯にイルミネーションを灯す。また、点灯初日には点灯イベントを開催し、駅前コンサートやマルシェの開催を行い中心市街地の活性化を図る。

・邪馬台国近江説を活用した地域振興事業

歴史的な文化資源を活かした新たな地域活性化素材として『邪馬台国近江説』を活用し、情報発信するもの。毎年7月最終土曜日に開催される「もりやま夏まつり」にて、当所青年部と守山市観光物産協会が共催して、卑弥呼コンテスト等を開催するなどしてまちなかへの集客につなげる。本事業の実施には毎月1回の会議を持ち協議する。

邪馬台国近江説・・・邪馬台国が守山にあったのではないかとする調査にもとづくまちおこし事業。

(別表2) 経営発達支援事業の実施体制



(3) 商工会議所、関係市町連絡先

① 商工会議所

〒524-0021

滋賀県守山市吉身三丁目11番43号

守山商工会議所 指導課

電話：077-582-2425 FAX：077-582-1551

URL <http://www.moriyama-cci.or.jp>

E-mail info@moriyama-cci.or.jp

② 関係市

〒524-8585

滋賀県守山市吉身二丁目5番22号

守山市 都市経済部商工観光課

電話：077-582-1131 FAX：077-582-6947

E-mail shokokanko@city.moriyama.lg.jp

(別表3)

経営発達支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	73,000	73,000	73,000	73,000	73,000
中小企業相談所会計(小規模事業経営支援事業費・伴走型小規模事業者支援推進事業費等)	73,000	73,000	73,000	73,000	73,000

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費・国補助金・県補助金(小規模事業経営支援事業費補助金)・市補助金・市委託金・事業収入・事業受託収入

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

経営発達支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して経営発達支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等